

現場レポート

初タッグ！まき網漁業者への合同説明会を開催しました！
～働く船員の安全と明るい未来を目指して～

- ・佐世保海事事務所、佐世保市及び佐世保年金事務所による合同説明会は、日頃、漁や水揚げで忙しく、手続きの時間が確保しづらい漁業者に船員法及び船員保険の説明を行い、手続きの理解を高めていただくことを目的としています。
- ・九十九島漁業組合所属のまき網漁業者17者1団体の社長及び事務員の約30名の参加がありました。
- ・出席した社長や事務担当者は、船員法の手続きや船員保険の仕組みに関する説明を熱心に聴いていました。説明終了後の意見交換では、船員手帳の記載方法や船員保険の加入方法などの質問に加え、「若い人が漁船に全然集まらないのでどうすればよいか」といった、説明会でなければ聞けず事が出ない生の声に触れることも出来ました。



船員担当&運航労務監理官が各種手続き及び船内に備える書類等を説明！



漁業者に説明中...
御清聴ありがとうございます！



佐世保市からは指定市町村として窓口での手続きを説明！



佐世保年金事務所による船員保険の説明では、わかりやすく説明があり漁業者も納得の内容！

船員法上の船舶とは

ただし、次の船舶を含まない。

1. 総トン数5トン未満の船舶
2. 湖、川又は港のみを航行する船舶
3. 政令の定める総トン数30トン未満の漁船
4. 小型船舶でスポーツ又はレクリエーションの用



船員法では、もともと30トン未満の漁船は原則適用は除外。
その後政令改正⇒S45年 S48年 S51年⇒適用範囲の拡大
漁種により5トン以上までの漁船が適用範囲

船員法関係書類を確認しましょう！

有効期間等を確認しましょう

- 船員手帳の有効期間は切れていませんか？
(有効期間満了日の1年前から書換え可能です)
- 健康証明書の有効期間は切れていませんか？
指定医の証明ですか？
- 小型船舶操縦免許の有効期間は切れていませんか？
- 一括届出許可の期限は切れていませんか？
- 航海当直部員として乗り組む場合は、航海当直部員資格認定の証印を受けていますか？(平水区域であって700トン未満の船舶を除く)